

第 465 回 電力・ガス取引監視等委員会【公開開催】

議事録

日 時：令和 5 年 9 月 8 日(金) 14:20～14:35

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第465回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

以上でございます。

○横山委員長　ありがとうございました。

それでは、議題の 1 「消費者庁から提出された意見文書について」に関しまして、田中総務課長から、御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　それでは、資料 3 を御覧いただけますでしょうか。「消費者庁から提出された意見文書について」ということでございます。

(趣旨) でございますけれども、本年 9 月 7 日(木) 付けで、消費者庁より電力・ガス取引監視等委員会(事務局総務課長宛) に対して、料金制度専門会合等の委員等の構成を検討するよう意見書の提出がなされたところでございます。

当該意見書の内容について御報告を行うとともに、今後の対応方針について御審議いただくものでございます。

「本件の経緯」でございます。

大手電力 7 社の規制料金の改定に当たり、本年 5 月に行われた消費者庁協議では、カルテルなどの不適切事案の影響検証や、調達改善に向けたフォローアップ、検討における消費者庁の参画などを条件として、協議が了承されたところでございます。

これを踏まえ、料金制度専門会合において、不適切事案の影響検証や、調達改善に向けたフォローアップについて検討を開始したところでございます。

また、本年 1 月に認可が行われた託送料金についても、送配電効率化・計画進捗確認ワ

ーキンググループを立ち上げた上で、検証を実施しているところでございます。

こうした状況下において、今般、消費者庁より、規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップが十分に行われるよう、より一層の中立性、独立性の確保のため、料金制度専門会合等の座長を含む委員等の構成の検討を求める意見文書が、9月7日付けで提出されたものでございます。

後ろ、「別紙」ということで、消費者庁からの意見文書について添付をしております。

こちらでございますけれども、最初の段落におきまして、規制料金のコスト効率化取組のフォローアップを、さらには、託送料金のコスト効率化取組のフォローアップを御検討いただいているところ、ということでございますが、しかしながら、規制料金値上げの審査の進め方に鑑みるに、規制料金及び託送料金のコスト効率化取組のフォローアップが十分に行われるか懸念をしております、ということ、その下の※のところ、今般の規制料金値上げの審査を進める中では、最終的には、事務局により不正事案の検証がなされたものの、当初は「カルテル及び不正閲覧は規制料金には影響ない」との姿勢が基本とされ、不正事案が料金に与える影響に関する検証についても消極的な姿勢が示された。

ということ記載がされているものでございます。

つきましては、このフォローアップが十分に行われるよう、これまでに消費者庁から発出した文書でも意見をしたとおり、より一層の中立性、独立性の確保のため、料金制度専門会合等の座長を含む委員等の構成を御検討いただきますようお願いいたします。

ということ、文書が来ているものでございます。

なお、この後ろのところに、参考規程ということ、関連規程を付けさせていただいておりますけれども、委員及び専門委員に関しましては、経済産業大臣が任命をすることになっているところでございまして、また、運営規程におきまして、専門会合については、委員及び専門委員の中から委員長が指名した者により構成する、となっているところでございます。

「今後の対応方針」につきましては、本委員会での審議内容等を踏まえ、今後、本意見に対する回答を行うこととする、としてはどうかというものでございます。

以上、資料に関する御説明でございます。

御審議のほどを、どうぞよろしくお願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質

問、御意見がありましたら、お願いをしたいと思います。

いかがでしょうか。

武田委員、よろしくお願いいたします。

○武田委員　ただいま説明がありましたように、法令によって専門会合、ワーキンググループの構成員、座長の指名は、委員長の専権でありまして、最終的には、委員長の御判断でありますけれども、私は、構成員の先生方の学識経験に懸念を持ったことはありませんし、また、いかなる意味でも、偏った人選がなされていると感じたことはありません。

したがって、私の意見としては、変更の必要性は認め難いというものになります。

とは言え、規制料金のあり方が、国民生活に大きな影響を有することは間違いがないところでありまして、同問題に消費者庁が御関心を持たれることは当然でありまして、今回の御意見につきましては、真摯に受けとめるべきであると思います。

そこで、今回、御意見を提出いただきました消費者庁の参事官様から、具体的な御懸念を伺った上で、より公正、中立性、透明性の高い議論がなされるように対応すべき事項はないのか、改善すべき点はないのか、改めて専門会合にて御検討いただくことが適当であると思います。

私の意見は以上となります。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

それでは、ほかにご意見ございますでしょうか。

圓尾委員、よろしくお願いいたします。

○圓尾委員　武田委員の御意見には、全く賛同いたします。

まさにお話があったとおり、規制料金にしろ託送料金にしろ、その算定のベースとなるコストの効率化に向けての動きを適切にフォローアップすることは、非常に大事なことでありまして、引き続き、料金制度専門会合でしっかりと議論をしていくべきものだと思います。また消費者庁からは、「懸念がある」という御指摘がありますけれども、懸念が顕在化したと思われるときには、参加されている消費者庁のオブザーバーから、すかさず御発言いただければと思っています。

加えて申し上げますと、消費者庁の意見書には、「規制料金値上げの審査の進み方に鑑みるに、効率化の取組のフォローアップが十分に行われるか懸念しております」ということで、その中身を、下のほうの※で御説明いただいているわけですが、私自身、料金制度専門会合の委員として参加した立場で申し上げると、何か自己評価のようで言いにくいとこ

ろはありますけれども、この消費者庁の認識は、私の認識と少し、少しというか、かなり違ってきます。

したがって、他の委員の先生方がどう思われるかも確認したいので、これまでの料金審査の進め方についても、専門会合できちっと振り返りを行った上で、議論を深めることが必要ではないかと思いました。

以上です。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

貴重な御意見を、どうもありがとうございました。

それでは、本日の御議論も踏まえまして、料金制度専門会合におきまして、先ほど委員からも言われました規制料金審査の進め方についての振り返りや、規制料金、託送料金のコスト効率化のフォローアップを十分に実施するための、その対応方針につきまして、料金制度専門会合において御審議いただき、その上で、再度、本委員会において、消費者庁への回答案について御審議いただくこととしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(異論：なし)

それでは、異論がございませんようですので、ただいま私が申し上げましたとおりに対応することといたします。

事務局におかれましては、この方針で進めていただきますように、お願いをいたします。

ありがとうございました。

それでは、予定していた議事は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長　　事務局から1点、お伝えいたします。

前回の委員会からの間に1件、緊急での書面開催を行っております。

8月31日付けで、電気の小売取引の監視について、事務局案のとおり対応することを決定しております。

また、議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて委員会を終了といたします。

ありがとうございました。

——了——